

○小野課長補佐 定刻となりましたので、ただいまより第3回「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会ワーキンググループ」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本ワーキンググループはオンライン併用ですので、一部の構成員はオンラインでの参加となっております。

なお、オンラインで御参加の委員におかれましては、御発言される際は手を挙げるか、挙手ボタンで御発言の意思表示をお願いいたします。

また、ペーパーレス化の取組として、資料は原則としてタブレットで御覧いただきたく存じますが、操作等で御不明点や紙による資料の希望等がございましたら、適宜事務局までお申しつけください。

また、本日の会議は、あらかじめ傍聴を希望された方を対象に音声及び手話通訳の配信を行っておりますので、御発言の際はマイクを近づけていただいた上でお名前を名乗って、できるだけ大きな声で発言いただき、発言時はマイクを使用いただき、発言されない際はマイクを切るよう御協力をお願いいたします。

なお、本日、意見聴取を行う全日本難聴者・中途失聴者団体連合会は要約筆記による御意見聴取を予定しておりますので、御発言いただく際は、まず挙手の上、お名前を名乗っていただき、はっきりゆっくりと御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、開催案内の際に御連絡している「傍聴される皆様へ」のお願い事項の遵守をお願いいたします。

また、資料については議事次第に記載のとおり資料を用意しておりますが、過不足等ありましたら事務局にお申しつけください。

冒頭、本ワーキンググループの設置について事務局より御報告いたします。8月11日に開催された第1回改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会ワーキンググループにおいて、同検討会の玉井座長より、改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会の開催要領3（5）の規定に基づき、検討会の下に意見聴取を行うためのワーキンググループを設置することを御報告いただきました。

あわせて、玉井座長より、第3回ワーキンググループの主査として中澤構成員を指名されたところですが、中澤主査につきましては本日体調不良とのことで、急遽オンラインでの御出席となっております。

また、会議の進行に支障の生じないよう、あらかじめ本日の主査代理を玉井構成員及び遠藤構成員に指名いただいております。玉井構成員については途中退室の可能性があるため休憩までの前半部分を、遠藤構成員については遅れて参加となるため、休憩後の後半部分の進行をお願いできればと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小野課長補佐 異議なしということで、ありがとうございます。

では、この後の進行は玉井主査代理にお願いいたします。

○玉井主査代理 皆さん、おはようございます。玉井でございます。

それでは、事務局より構成員の出席状況及び本日の意見聴取に御参加いただく関係団体の御紹介をお願いいたします。

○小野課長補佐 事務局でございます。

まず、本日の構成員の出席状況については、会場での御参加で越智構成員、清水構成員、玉井構成員、永山構成員、増田構成員、オンラインでの御参加で尾上構成員、中澤構成員、藤田構成員、また國分構成員の代理として福島県保健福祉部食品生活衛生課の金澤課長に御出席いただいております。また、遅れて遠藤構成員にもオンラインで御参加いただく予定です。

次に、本日のワーキンググループに参加いただく団体を御紹介いたします。本日は、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合、認定NPO法人日本障害者協議会、日本肝臓病患者団体協議会/全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団、認定NPO法人ふれいす東京、東京HIV訴訟原告団/大阪HIV訴訟原告団の6団体に御参加いただきます。

○玉井主査代理 ありがとうございます。

では、議事次第に沿って団体への意見聴取を開始したいと思います。今回の意見聴取については、あらかじめ各団体から御提出いただいた意見書に基づいた御説明と、それに対する構成員からの質疑応答を各団体原則15分ずつ、順番にオンラインにて実施させていただきます。

なお、質疑応答の際は、基本的に参加された団体への質問の時間として活用いただければと思います。

また、ワーキンググループでの意見聴取を打診させていただいた団体のうち、意見聴取には参加できないものの意見書提出の御希望がある団体におかれましては事務局宛てにて意見書を御提出いただき、改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会の参考とさせていただきます。

では、最初の全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の準備が整いましたので、意見聴取を実施させていただきます。

なお、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会につきましては、先ほど事務局からも御説明のあったとおり要約筆記を用いた御意見聴取となりますので、時間は25分間とさせていただきます。

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会様には、本日お忙しいところをありがとうございます。まずは御意見の説明についてよろしくをお願いいたします。

○全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 改めて、全難聴の小川です。よろしくお願いい

たします。本日は、貴重な機会をありがとうございます。

まず、私どもが懸念しているのは、多様な聞こえなさをを持った方々がたくさんいらっしゃるということ、そのような方々に今回の法律が大きな影響を受けることがあるのではないかとこのことを心配しています。

多様な聞こえなさということについてですが、まず今、国内に聞こえにくいということを実感している人は約1200万人という数字があります。日本補聴器工業会というところが3年、4年に1度調査しているデータでJapanTrak2022という最近のデータがあるのですが、これによると、聞こえにくいということを実感しているのが1200万、また全難聴の数字では1900万という数字もあります。

ただ、それらの方々が、みんながみんな補聴器を使っているわけではありません。補聴器を使っているのはその中で人工内耳も含めて約200万人で、もちろんそういった方々の年齢層は高齢になって聞こえにくくなっていったという方が多いです。

そしてまた、単に補聴器を使えば分かるというレベルではなくて、補聴器を使ってもよく分からない。特に音、一つ一つの音の区別が難しいという聞こえなさを持っている方々もその高齢の方々の中には多いです。

この2つの聞こえなさがあるので、単純に補聴器を使ったからオーケー、声を大きくしたからオーケーというわけにはなかなかいかないです。

そのような方々が自分の障害をどのぐらい理解しているのかということ、実のところ、はっきり説明できるという方々はごくごく一部です。自分が聞こえにくいとは思っているのですけれども、どのように周りの人に説明すればいいのか、その説明の方法を磨いたり、学んだりする場というものがありません。

もちろん全難聴の中ではお互いにコミュニケーション方法を勉強したりして、少しずつ自分の障害について説明できるという方が増えてきてはおりますけれども、1200万とか1900万という全体で見れば全難聴の会員数は3000人以下という状況なので微々たるものです。そのような聞こえにくい方々がたくさんいらっしゃるということを背景に、この法律も考えていただきたいと思っています。

次は合理的配慮の提供についてですが、大臣の説明の中で合理的配慮は今回の旅行業法の排除の対象外ということは明言していただいたのですが、実際の場面でどのようなことになるのかということを考えると、実際に旅館の場でこういったコミュニケーションについて、こちら側としては単なるコミュニケーションと想定していても、旅館の側にとっては、忙しいときに繰り返し、繰り返し聞かれるということがクレームに感じられてしまうのではないかと、間違えて受け止められてしまうのではないかとこのことを懸念しております。

それは、先ほども申し上げたように、単純に1回、2回繰り返し言えばいい、大きな声でしゃべればいいというものではないんですね。コミュニケーションの中身、方法、質、伝え方といった様々な工夫が必要な面があります。

一般的には、ゆっくりはっきりしゃべれば、まあまあ通じることも多いのですが、これ

までも聞こえにくい方はたくさんいらしたんですけれども、そのような方法で何とかなっていた面もあったかと思います。

ただ、私たちにとってはそれが満足できるコミュニケーションだったかどうかは別問題だと思えます。現在この合理的配慮のルールが始まって、今後この合理的配慮の中で私たちのニーズをお伝えする場面が増えてくるかと思えます。それも、相手の方が理解して1回、2回ではっきり分かるようにコミュニケーションをやってもらえれば大きな問題なくできると思えます。

ですが、相手の人が伝え方、自分の思い込み、自分だけの方法、これだったら伝わるだろうという思いで話していただいても、それが通じるとは限らない。そのときに、別な方法で、別な伝え方ということをやっていかなければならないのですけれども、そのような合理的配慮の提供ということがあらゆる場面で行えるのかどうかという懸念があります。

そのために、そういったコミュニケーションのずれを防ぐという点で、事前に様々な取組、研修、旅館の施設の中で職員も含めた研修をやっていただきたいと思っています。研修の場で聞こえにくい人のことについて学んでいただき、どうやったら伝わるのかということをお聞きいただき、その中で解決できる方法を身につけていただく。できれば、実際に聞こえにくい人にお会いいただいて、その中で実際のコミュニケーションの状況についても御理解いただくということをぜひお願いしたいと思っています。

取りあえずここまでにしたいと思いますが、小倉さんから何か補足はありますか。

○全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 私からは大丈夫です。

○玉井主査代理 小川様、よろしゅうございますか。

それでは、各構成員の先生方、御質問がある場合には挙手とお名前を名乗って御質問いただければと思います。少しゆっくり目にお話しいただければありがたいです。よろしくお願ひいたします。

では、増田構成員お願ひします。

○増田構成員 コミュニケーションの方法として、筆談とかLINE、SNSでやるというような文字でのコミュニケーションをするということであればまずはクリアできるのかということ、それからそういう環境整備ができて、またはできていたとしても対応が不可であると言われてしまうようなケースというのは具体的にどのような事例があったのかという2点を教えていただければと思います。

○玉井主査代理 ありがとうございます。

では、小川様よろしくお願ひします。

○全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 小川です。

まず文字でのコミュニケーションで十分できるのかということについて、私ども全難聴のメンバーはほぼ日本語が分かるメンバーで、読めば分かるという人もいます。それから、障害をお持ちの方の中には盲ろうの方もいらっしゃる。見て判断が難しい方も中にはいらっしゃいます。そういう方の場合には、見るというだけではなくて文字を大きくして見せ

たりとか、あるいは見る方法が対応できない場合には耳にゆっくり、はっきり分かりやすく伝えとか、相手に合わせたコミュニケーション方法が必要になってきます。

また、SNSの方法にしても、スマホを持っている方前提になってしまいます。最近が高齢の方々の中にもスマホを持っている方の割合が増えてきて、80%ぐらいでしょうか。75以前の方だったら割とスマホを使いこなしている方々も増えてきてはいます。

ただ、後期高齢者と言われる方々になってくると、まだまだこういったスマホを使いこなすということがなかなか難しかったり、あるいは持っていない方々もいらっしゃるというので、そういう方々に対しては別な通信方法、コミュニケーション方法といったことが必要になってきます。

例えば、ファックスの方法、特に聴覚障害で若いときから聞こえなかった方の場合には比較的ファックスを持っている人の割合が多いです。そういう方の場合はファックスを希望する方々もいらっしゃいます。様々なコミュニケーションの状況や環境がありますので、答えも1つとは限らないという状況がありますので、そういった方が対応してもらえることを願っています。

そしてまた、具体的に実際に困った事例ということについては私も知り合いから聞いている範囲になるのですが、ツアーに申し込んだときに、そもそもツアーの参加の申込みを断られた、聞こえない人だけでは対応できないので聞こえる人と一緒に来てくださいと言われたような例が結構あります。つい5年くらい前にもありました。ここ最近私の耳には入っていないのですが、まだまだ私の知り合いなどにはそういう経験をされたという方々も何人かいらっしゃるようです。

このくらいでよろしいでしょうか。

○玉井主査代理 ありがとうございます。

それでは、ほかの構成員の先生方いかがでしょうか。

では、清水構成員をお願いします。

○清水構成員 御説明の中で、テレビの字幕をオンにしておいてほしいというお申出がありましたけれども、私どもの一般のお客様にとりまして字幕が出ていると画面が見づらいという方が結構いらっしゃるかと思います。

それで、もし難聴の方が私どものホテルにお泊まりになるときに、自分は耳が聞こえにくいのでテレビの字幕をオンにしてほしいという申出をいただくことは可能でしょうか。

○玉井主査代理 小川様、よろしくをお願いします。

○全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 小川です。

申し出ることですが、私はできました。先日、山梨に行ったのですが、ホームページからの申込み方法で、備考欄に自分のニーズを書き込む欄があったんです。ですから、そういうところで、私は聞こえにくいのでフロントで見て分かる対応をお願いしますというのと、もう一つは、テレビの字幕ボタンはオンにしてくださいということの2つをお願いしました。そのとおりにやっていただけて助かりました。

ただ、一般の宿泊の場合、こういった申し出る方法ができるのかどうかというのはちょっと微妙に思うんです。いつでも宿泊者のニーズを聞いているとは限らないと思うので、今後聞こえにくい人が参加する場合に限らないと思うのですが、様々なニーズを持っている方々がいらっしゃると思うんです。ですから、旅館の側でもどんな人が宿泊されるのかということは想定されているとは思いますが、宿泊される方がどういうニーズを持っていらっしゃるのかということを知ることが事前に聞けるような方法を前もって用意いただけるとありがたいと思っています。

そういった場合、例えば字幕のオンということは多分本人もちょっと気がつかない面ではないかと思うんです。私たち難聴のメンバーの中にも、泊まりに行くときにテレビの字幕をオンにできるのが当たり前だろうと思って、前もって言わないことが多いんです。

ですが、実際にはおっしゃられたように、宿泊業の中にはテレビの字幕ボタンはほかの利用者の妨げになると思って切ってしまうことが結構多いということを経験しています。

ですから、利用者によってそういった対応をするかどうかという判断ができるような前もってのコミュニケーションということが大事になってくると思うんです。事前に宿泊者とのコミュニケーションができていれば、どんなニーズを持っているのか、どういう対応をしてほしいのかといったことが旅館の側でも分かって、事前にそういったトラブルを防ぐ効果が高まるのではないかと思うんです。ぜひそういったことをやっていただきたいと思っています。

以上です。

○玉井主査代理 ありがとうございます。

清水さん、いかがでしょうか。

○清水構成員 小川さん、ありがとうございました。

今お尋ねしてまして、フロントでチェックインをするときに、この方は耳が聞こえにくいということをフロントでも判断できますので、そのときに、それでしたらテレビの字幕をオンにしましょうかということを知ることがフロントで申し出ることは可能であろうかと思いません。それが1つです。

あとは、例えば聾啞者の大会が開催されて宿泊される場合には、多くの皆さんが難聴者の方々だということが分かりますので、あらかじめ字幕をオンにしておくことは、これもできるかと思えます。

ただ、ホテルのテレビのリモコンにはお客様がご自身で字幕をオン、オフすることができないものもありますのでそのような場合にはお申し出いただければ何らかの対応ができるのではと思います。

以上です。

○玉井主査代理 ありがとうございました。

この点については、多分各業界団体さんも前向きにいろいろな形で対応を御検討いただ

ければということになると思います。

それでは、他の構成員の先生方、いかがでしょうか。

小川さん、よろしくお願いします。

○全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 今、リモコンの話がありました。実際にリモコンには困っています。これまで経験がない方々の中にはリモコンの字幕ボタンがあるはずだと探しても探してもなくて、フロントに行けばあるはずだとか、フロントに聞けばいいと思って行ったりするんですけども、そのときに自分が聞こえにくいということをわざわざフロントの人に知られるのが嫌だという人もいます。だから、我慢してしまうということもあるんです。

それは言わない人が悪い、言わない人の責任と思ってほしくないです。宿泊する側に初めから満足できるサービスを提供するということがあると思うので、自分が聞こえにくい、それで字幕ボタンがなくて困ったというときにも対応できるような方法、本人が言わなくても前もってフロントの側でそういった対応ができるように、聞こえにくい人が宿泊するときはそれは言わないと分からないのか、環境整備ということでリモコンボタンについてもできるだけ字幕ボタンがついているものをお願いしたいと思っています。

以上です。

○玉井主査代理 ありがとうございます。

それでは、尾上構成員をお願いします。

○尾上構成員 DPIの尾上です。説明どうもありがとうございました。

意見書のほうにも書かれていますけれども、合理的配慮を要求するというのがカスタマーハラスメントと受け止められないかというのは、本当に障害種別を超えて多くの団体から懸念されている事項なんですね。

特に、合理的配慮に向けた建設的対話が重要だということなのですけれども、例えば今日、このヒアリングでも全難聴さんの場合、要約筆記を介してコミュニケーションを取るので、時間の延長という形で合理的配慮しているわけですね。

つまり、聴覚障害の場合のコミュニケーション手段とかで、やはり時間とか手間がかかる場合があると思うんです。そういったことを踏まえた対応が必要かと思うので、今日は資料の中でその基礎的環境整備ということでいろいろな方法を書いていますけれども、もう少し多様なコミュニケーションの方法であったり、そこでかかる時間や手間といった部分はやはり必要なんだということをもう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ありがとうございます。

聞こえにくい人との主なコミュニケーション方法というと、代表的な方法は文字による方法ですね。筆談です。筆談の場合には、話し言葉だと1分間で約300字と言われるのですが、書くスピードは1分間に60字がやっとという速さなのですね。そういった中で的確に書いて伝えられればいいんですけども、提供する側がそういう手段に慣れていな

いと、説明もちょっとポイント、ポイントだけになってしまって、なかなかスムーズに書けなかったりとか、あるいは逆に何々は何かでございましてと丁寧に書いたりすると、その字数だけ余計に時間が取られてしまって、なお時間がかかってしまうというような面もあります。なかなか筆談の対応でスムーズに進めようとしても、時間的にはうまくいかないこともあるんです。

ですので、事前にこういった比較的分かるような資料を用意していただくことが実際の現場での時間の節約、スピーディーな対応、または利用者の満足感の向上につながると思っています。

そういう内容でよろしかったでしょうか。

○尾上構成員 大丈夫です。どうもありがとうございました。

○玉井主査代理 ありがとうございます。

ほかに構成員の先生方いかがでしょうか。

それでは、私のほうから1点、最初のほうに合理的配慮に関して旅館側の判断に任されることに非常に恐れを感じていらっしゃるということですが、具体的に例えば指針の中にもどのようなことが明記されればある程度安心されるのか、その辺はいかがでございましょうか。

○全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 小川です。

合理的配慮というものは、建設的なコミュニケーションが土台になっていると思うんです。その建設的なコミュニケーションが単に旅館の側の例えば仕事の都合であるとか、職員の人数が足りないであるとか、あるいは時間的な制約があるとか、いろいろ事情はあると思うんですけれども、そういった事情で建設的なコミュニケーションが難しくなる面というのはやはりどうしても出てきてしまうのではないかと思うんです。

それをどうやったらいいかというのは、なかなか合理的配慮の考え方だけでは十分に対応が難しい面だと思うんです。まずできるのは、基礎的環境整備のほうをしっかりとやっていただくこと、基礎的環境整備を事前に十分やっていただくことで、そういった実際の現場での合理的配慮の場面というものが少なくなってくると思うんです。そういったできることを徹底的にやっていただきたいということが1つあります。

そして、すみません。何を言うのか忘れてしまったのですけれども。音声認識の活用でした。アプリ等による音声認識の活用は、旅館業側が提供するコミュニケーションの負担を下げるものだと思います。音声認識は聴覚障害者側が使うものではなく、聞き取りにくい利用者に対してサービス提供者側が使うべきものだと思います。ぜひご活用をお願いしたいです。

○玉井主査代理 小川さん、それではもし何か御意見があるようでしたら事務局のほうに意見書みたいな形でお出しただければと思います。

今の点に関しては、多分よくある質問事項みたいなものを筆談的にそろえておくということが施設側にとっても必要なのかなと感じます。ありがとうございました。

それでは、お時間となりましたので、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の意見聴取を終わりとさせていただきます。

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の小川様、本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。それでは、Zoomから御退席ください。ありがとうございました。

○全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ありがとうございました。失礼します。

(ヒアリング団体退室)

(ヒアリング団体入室)

○玉井主査代理 それでは、次に日本視覚障害者団体連合の準備が整いましたので、意見聴取を実施させていただきます。

日本視覚障害者団体連合様、本日はお忙しいところ誠にありがとうございます。まずは御意見の説明についてよろしくお願ひいたします。

○日本視覚障害者団体連合 日本視覚障害者団体連合常務理事の三宅と申します。本日は、このような機会をいただきましてありがとうございます。

私たちのほうからの説明は、私、三宅と、それから情報部長の吉泉で行いますのでよろしくお願ひいたします。お時間がないので、早速意見を述べさせていただきます。

私たちとしては、まず視覚障害者にも多様な方がいらっしゃるという御認識を持っていただきたいということが大前提としてあります。全く見えない、いわゆる全盲の方々だけではなく、弱視、ロービジョンの方もいろいろな見え方をします。全く見えない状態に近い方もいらっしゃれば、通常移動とかはそんなに支障はないけれども、やはり見えにくさというところがあって、そこで行動に支障があったり、宿泊施設を利用するに当たって困難なところに直面したりすることもございます。

そういった人たちがまずいらっしゃるということと、それからそういう人たちにとっていろいろな情報の入手手段とか、あるいは移動の仕方に多様性があるということをまず踏まえた上で私たちの意見を聞いていただければと思っております。

要望意見としては4点ございます。

1点目が、まず建設的対話なしに、今私が申し上げたような多様な方がいらっしゃるということの認識がないままに宿泊拒否があったり、入店拒否などのようなことがないようにすることを徹底していただきたいということです。

特に移動の仕方に関しましては白杖を持って移動される方、あるいは通常見えにくくなった場面で白杖を使われる方もいらっしゃいます。あるいは、盲導犬を利用される方もいらっしゃいます。そのような多様な移動のされ方をしますし、見え方によっては情報の入手の仕方としていわゆる活字を見られる方もいらっしゃれば、点字や音声を利用される方もいらっしゃいますので、そういったものを踏まえてどういうふうなニーズがあるかということを知っていただいた上で、双方の理解の上で宿泊できるような方向に持って行っていただけるようにという形でまずお願ひしたいのが1点目でございます。

○日本視覚障害者団体連合 2点目は、情報部長の吉泉から申し上げます。

これは、視覚障害者を接遇するための研修を行うとき、どういう人たちを対象に研修を行うか、その範囲を広げていただきたいという要望です。同じ施設内に、旅館業者以外にも例えば飲食店とかいろんな物販の販売店などがあると思うのですが、そういった別会社の人たちに対しても研修を行っていただきたいということがあります。

事例としては、盲導犬を連れている人が同じ施設内の飲食店に入ろうとしたら拒否されたという事例があります。これは、ホテルのスタッフの方々にはちゃんと研修をやられていたのですが、飲食店のほうは別会社ということで研修をやられていなかったのですね。そういうこともありますので、広い範囲で研修を行っていただきたいというのが2点目です。

○日本視覚障害者団体連合 3点目につきましては、再び三宅から御説明いたします。

今の吉泉、あるいは先ほど三宅から申し上げた2つを踏まえまして、より徹底的な研修体制をしてくださいという形で、視覚障害者の特性に配慮したものを理解していただくことを踏まえて、よりソフト面の充実を図っていただきたいというのが3点目です。

他省にはなりますけれども、例えば国土交通省ですと、交通事業者向けに接遇ガイドラインなどを定めたりして当事者を講師に迎えて研修体制を整えるなど、ソフト面の充実を図ったりしております。宿泊施設関係者の方々も、そういった形で2点目の要望意見を申し上げた内容も踏まえて、よりソフト面の充実ということで職員等への研修をマニュアル等も活用してほしいというのが3点目でございます。

○日本視覚障害者団体連合 再び吉泉からご説明いたします。最後の4点目につきましては、ホテル等で用意しているホームページのアクセシビリティをきちんと確保していただきたいということです。あらかじめ宿泊しようと思っているところの情報をホームページで得るとするのは視覚障害者もよくやることなのですが、なかなかホームページが分かりにくいということがあります。あるいは、場合によっては予約もホームページで行える場合があると思うのですが、そういう手続がとてもやりにくい場合が多いですね。

例えば、画像がよく使われていると思うのですが、それについての説明がない。文字による説明がないと、視覚障害者はなかなかそれを確認できないということがあります。

具体的な事例で言いますと、盲導犬ユーザーがあるホテルのホームページを閲覧したら、補助犬同伴オーケーですよというのが画像のマークで表示されていたのですが、それに文字の説明がついてなかったために、補助犬同伴オーケーということが確認できなかったのでそこを選ぶのを諦めてしまったというような事例もあります。そういったことがありますので、ホームページのアクセシビリティの確保をぜひお願いしたいと思います。

その場合、法務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」というのがありますので、そういったものを参考にいただければアクセシビリティを確保できるのではないかと思います。

以上、4点申し上げました。

○日本視覚障害者団体連合 ということですので、私たち視覚障害者も多様な方がいら

っしゃるということを踏まえて、全く理解のないままに不当に宿泊拒否をされないようにぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○玉井主査代理 ありがとうございます。非常に分かりやすく、4点の御希望を述べていただきました。

では、構成員の先生方、ご質問は挙手をしていただいでよろしくお願いたします。

では、永山構成員お願いします。

○永山構成員 ありがとうございます。永山でございます。

団体の方々から分かりやすくニーズを御説明いただきまして本当にありがとうございます。

我々は今回旅館業法というお話をさせていただいているわけですが、ほかの業界ですね。飲食であるとか、ほかの商業施設、サービス施設、こちらには旅館業法と、これに類する法律がないわけでございます。それで、そのない業界に対しても同様のお願いであるとか、同様の情報提供をどういった形でされているのか、お聞きをしたいと思っております。

特に、2番でお示しいただいた従業員の研修等は、我々の経営している会社だけではなくて、いわゆる外注の外の会社に対しても行ってほしいという御要望があったということでございますけれども、こちらに対して当然テーマパークであるとか、百貨店であるとか、我々よりもテナントを活用されている業界がたくさんあると思いますし、同様の課題というものは我々以上にある業界がたくさんあると思いますけれども、こちらに対しても同様のお願い、要求をされているのかどうか、またはされているとしたらその具体的な内容についてもお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○日本視覚障害者団体連合 吉泉から説明します。今いろんな形でホテル業、旅館業者以外に対しても要望はしております。例えば補助犬の関係で言えば、私どもの団体ももちろん補助犬を拒否しないでほしいという要望はしていますし、日本盲導犬協会というようなところもありますので、そういったところでもやっております。

あとは、いろんな店舗に対する要望ですね。例えばスーパーマーケットですとか、いろんな商業施設で視覚障害者が買物などをしやすいように、あるいは飲食店に入ったとき、メニューを選択しやすいようにということで、いろんな機会を通して要望を伝えております。

○日本視覚障害者団体連合 三宅から少し補足いたします。

今、吉泉から言ったところがほとんどなのですが、併せて飲食店の業界さん、具体的には、ツーリズム業界とか、あるいは百貨店の関係者の方々とか、そういったところに対して補助犬法の理解という形で盲導犬を不当に拒否するようなことはやめてくださいという形で要望はしております。

それから、2点目のほうで挙げている要望といたすのは、場所は飲食店だったり、ほかのお店だったりするかもしれませんが、宿泊施設の中にある施設となってくると、

やはりその宿泊施設の中の一部と見られてしまうということもありますので、このところは店舗を貸出ししている宿泊施設側の方からもそういった形で働きかけをしていただければと思ひまして要望しております。

以上です。

○玉井主査代理 ありがとうございます。

永山構成員、よろしいですか。

○永山構成員 御説明ありがとうございます。

我々もいわゆる外注先、テナントに対してそういったお願いをすることはできますけれども、これはやはり別会社でございますので、そういったところの義務的なものを我々宿泊事業者が課されるというのはかなり過重な負担になると感じましたので発言させていただきました。

ですので、同様に百貨店などもテナントはたくさん使われていると思ひますので、そういったところに対しても働きかけをされるのであれば、百貨店の各テナントに対してもということをお願いをされているかどうかということをお聞きしたかった次第でございます。

ありがとうございます。

○玉井主査代理 それでは、ほかの構成員の先生方がでしょうか。

では、越智構成員お願いします。

○越智構成員 今回、障害者差別解消法が多分同時にいろいろな細則が出るので、そのための非常に参考になる御意見をいただいていると思うのですが、宿泊ということだけに限って言うと、視覚障害の皆さんの中で実際に宿泊拒否をされた事例としてこの件数が一番多いというのはどの件なのかということをお聞きしたいです。

盲導犬を連れて宿泊する場合に事前に申込みをしたら宿泊が拒否された、もしくはフロントで犬を連れていっているのであれば宿泊させられませんというふうに拒否されたという例が年間でどれぐらいあるのかをお伺いしたいです。

○玉井主査代理 よろしくをお願いします。

○日本視覚障害者団体連合 ありがとうございます。では、三宅からお答えいたします。

具体的な数字は今ここでは持ち合わせておりませんが、日本盲導犬協会さんのほうで調査などを行っておりますので、よろしければ御参考にしていただければと思ひますが、実際に入店拒否ですとか宿泊に関する拒否というのはアンケート調査などをされているようですのでそちらを確認していただきたいと思うのですが、やはりその調査の中ではまだまだ理解が及んでいないところから、拒否がまだ一定数あると聞いております。

そういった中では、視覚障害者単独で拒否されるということよりも、やはり犬を連れてというような形で、そこに対する理解がないというようなことだろうと推測されるのですが、それに対する拒否の方が多いのかなと思ひます。

ただ、そうは言っても、では視覚障害の方が単独で宿泊するときに拒否がないの

かというところでもなくて、やはりまだ一定数あるというふうには聞いております。

具体的な数を示せず申し訳ありませんが、以上です。

○玉井主査代理 越智構成員、よろしいですか。

○越智構成員 はい。

○玉井主査代理 ありがとうございます。

他の構成員の先生方いかがでしょうか。

では、尾上構成員よろしくお願ひします。

○尾上構成員 DPIの尾上です。どうも御説明ありがとうございました。

御説明の中で研修ということで、1つモデル的なこととして国交省のほうの接遇ガイドラインや研修の話をしていただきました。この間、これまでの2回の中でほかの団体さんからもやはり国交省のことをモデルとして紹介されることが多かったのですが、特に国交省のほうの接遇マニュアルだったりガイドライン、あるいは研修プログラムをつくる時、具体的な細かな中身というより皆さんがお勧めされる理由ですね。そのつくり方みたいところで、特に私はこの検討会に出て旅館やホテル業界でそういった共通の研修の枠組みは今までなかったのかなという感じがしていますので、ぜひ情報提供ということでも国交省のほうをお勧めされているのかをちょっと教えていただけないでしょうか。

○日本視覚障害者団体連合 では、三宅より御回答いたします。

御質問ありがとうございます。国交省の接遇ガイドラインというのは平成30年に示されておりますけれども、こちらをなぜお勧めするかというと、ガイドラインでこうなさいというふうな内容が記載されているだけではなくて、モデル的に研修プログラム案というふうなモデル例も示されています。

例えば誘導に関する体験的な研修をなさいますとか、視覚障害だけではないですけれども、そういう障害に対する理解というふうな形で、当事者講師を交えてこれくらいの時間をかけなさいとか、具体的な事例という形でプログラム案というのが一緒に盛り込まれているというのが特徴だと思います。

それで、必ず何時間すればいいというわけではないですけれども、これは交通事業者向けですので、それを旅館業の中でちょっとカスタマイズしていただいて、宿泊施設における研修はどういったものが必要になってくるかという形にするにはいい例かなということでお示しさせていただきました。

以上です。

○尾上構成員 ありがとうございます。

特に国交省のほうのマニュアルであったりプログラムをつくる時は、皆さん障害当事者の団体としても関わってつくってこられたということですね。そういう理解でいいですか。

○日本視覚障害者団体連合 三宅ですが、そのとおりです。視覚だけではなく、聴覚、肢体不自由、補助犬、あとは知的、発達、精神障害、各関係団体の方が入って議論されてつ

くり上げられたものです。

○尾上構成員 どうもありがとうございました。

○玉井主査代理 それでは、増田構成員お願いします。

○増田構成員 御説明ありがとうございました。

視覚障害の方が旅館を選ぶときのチェックポイントということをお教えいただきたいのですが、例えば大きな旅館だとか、それから盲導犬をオーケーにすることがどこに書かれているとか、探しにくいこともあろうかと思えます。

それから、デジタルプラットフォームなどから選ぶときはどういうキーワードで選ぶとか、そういうことがもしお分かりでしたら教えてください。

○日本視覚障害者団体連合 吉泉から回答します。まずは、どうしても視覚障害者は移動が難しい面がありますので、交通の便というのはとても大きな要素になってきます。

それと、やはり旅館に到着してからの接遇ですね。場合によっては、視覚障害者を受け入れた経験があるとか、そういうことを書いているところも少ないですけれどもあるようなので、そういったことを手がかりにします。

あとは、ホテルなどのホームページ以外に同じ視覚障害者の間での情報交換というのでしょうか、いわゆる口コミというようなこともありますけれども、そういったいろいろなことを手がかりにして宿泊先を選ぶということになります。

以上でお答えになっていますでしょうか。

○玉井主査代理 よろしいですね。ありがとうございました。

では、清水構成員、手短にお願いします。

○清水構成員 今のことに関連してなのですが、例えば私どもホテルでは朝食でバイキングスタイルにしているところが多いのですが、そうした場合には視覚障害者の方への対応というのは、手が空いていれば取って差し上げるということはできますけれども、その判断基準の中で料理のスタイルとか、そうしたものも考えていらっしゃるのでしょうか。

○日本視覚障害者団体連合 では、三宅から御回答いたします。

確かにいわゆるビュッフェ形式でされているところ、特に朝食サービスはそうされているところが多いというのは認識しております。そういったところも、まずこちらから朝食はどのような形式ですかという形で確認することが多いです。それに対してはまずお願いして、例えば取っていただけますかとか、あるいは部屋に持ち込むことができる場所もあると聞いておりますので、まずそういった対応を聞かせていただいて、お願いできる範囲で自分のニーズに合えば実際に宿泊をしようと思えますし、なかなかそこが難しいということであれば、ちょっとその宿泊施設は利用しないという選択肢を取られる場合もあるかと思えますけれども、まずはこちらからのニーズをお伝えして、取っていただかなければいけないとか、そういうところまで具体的にやっていただければいいのかを確認した上で実際に行動するかどうかを判断しているかと思えます。

以上です。

○清水構成員 事前にご確認していただけるのが一番助かります。

○玉井主査代理 ありがとうございます。

それでは、大変残念ですが、お時間となりますので日本視覚障害者団体連合の意見聴取を終わりとさせていただきます。

日本視覚障害者団体連合、三宅様、吉泉様、本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。それでは、Zoomから御退席ください。ありがとうございました。

○日本視覚障害者団体連合 ありがとうございます。失礼いたします。

(ヒアリング団体退室)

(ヒアリング団体入室)

○玉井主査代理 それでは、お待たせいたしました。次に、日本障害者協議会の準備が整いましたので意見聴取を実施させていただきます。

日本障害者協議会様、本日はお忙しいところ誠にありがとうございます。まずは、御意見の御説明についてよろしくお願いたします。

○日本障害者協議会 お待たせして申し訳ありませんでした。日本障害者協議会の増田と申します。

私たちはJDという略称があるのですが、全国の59団体によって構成されている団体です。障害当事者や家族の会をはじめ、障害福祉サービスを行う事業所の団体、あるいは関係する学会や職能団体など、幅広い団体によって構成されています。

今日はJDの理事会から常務理事の私と、それから佐藤理事、白沢理事が参加をしています。佐藤理事はまだ入室できていないようなのですが、こうした意見を述べる機会をいただきましたことにお礼を申し上げます。

当協議会の意見は既に提出したとおりなのですが、まず合理的配慮について冒頭に少し述べさせていただきます。合理的配慮を実施するためには建設的対話が求められるということは、既に皆さんからもお話があったところです。ですから、一律にルールや配慮事項を決めるということが非常に難しいということです。それは、障害のある人と話し合いを重ねながら本人の状況に合わせた工夫や調整を行っていくものだということです。マニュアル化するだけでは解決できないということを御理解いただく必要があります。

そして、法案審議の段階から過重な負担をめぐって様々な不安の声が上がっていました。意見書にもありますけれども、障害は多様です。置かれた状況によって障害のある人の困難は変化します。障害のある人を取り巻く環境によって、障害は重くも軽くもなるからです。この基本的な考え方を日本各地の事業者の方々にどのように理解をしていただくか、そこが重要なポイントになると考えています。

続いて白沢理事から、全国の障害のある人たちから寄せられている声や要望などを御紹介し、続いて佐藤理事からは意見書にもあるようにJDからの提案を申し上げたいと思っております。

では、白沢さんお願いします。

○日本障害者協議会 白沢です。よろしくお願いします。

私の方からは、特に問題を抱える事例の一つを簡単に御紹介させていただきます。

脳性麻痺で歩行障害、言語障害を持つ方で、その方は高齢で歩行困難になっていて、今は電動車椅子を利用して生活しています。歩行障害、言語障害のある方々は一様に経験していることですが、町を歩いていても、もちろん旅行に行っても、言葉は悪いですが、ただの酔っ払い、不審者、迷惑者扱いされることが多々あります。

この方も、少し前にスーパーに買物に行って、車椅子が陳列棚にぶつかってしまって商品を落としてしまいました。店員にどなられて、そのとき警察に通報されたということが起こりました。御本人は言語障害を押して一生懸命、説明と謝罪をしようとしたけれども、理解されなかったということです。そして、結局、二度と来るなということで出入り禁止にもなったそうです。

こうした事例というのは強度行動障害を持つ方々でも日常的に起こっていて、多くの障害者が無理解とか、あるいは誤解を受けてつらい思いをしているということです。こういった事例というのはたくさんあるのですけれども、時間の関係でこの程度で、ぜひ一人一人の障害の状態とか、あるいは特性などを理解していただいて配慮ある対応をしていただくように現場実践型のマニュアル、プラスアルファ実効性のある方向性を出していただくということを強く要望したいと思います。

簡単ですが、以上です。

○日本障害者協議会 それでは、佐藤のほうから日本障害者協議会が紙で提出しています5点の意見を紹介させていただきたいと思います。

1 ページの一番下の<説明>のところを映していただけるとありがたいですけれども、1番目の意見としては「繰り返し」ということが法案に書いてありますが、その誤解、悪用を防ぐ必要があるということです。

意見書の下の方にも書いてありますけれども、合理的配慮の実施の過程では、事業者も障害者もそれぞれの事情を2度、3度、4度と説明してようやく了解し合えるということも珍しくありません。こういうふうに「建設的対話」を促している差別解消法がある一方で、要望を繰り返しただけでレッドカードになりかねないというような法案がもう通ってしまったわけですが、政省令の中ではこれの誤用がないようにくれぐれも留意をするようにしていただきたいというのが1点です。

2点目は、「過重な負担とはいえない要求の具体例」としていろいろ私どものほうにも来ていることがありますのでその一部を紹介しますと、例えば緊急時の連絡方法としてのスマホの利用、それから筆談、部屋までの誘導、車椅子で部屋に入れるようにベッドやテーブルの位置の移動など、筆談など煩わしいということで「過重な負担」だと感じる職員はほとんど今ではないと思いますけれども、主観に任されている面がありますので、そういうことも起こり得ないとは限らないということで、これらは確実に「過重な負担」とは

見ないということを明確にするような具体例も必要だろうと思います。

3番目に、「マニュアル的な発想からの脱却を」ということでお願いしたいと思います。合理的配慮の概念の本質は状況に依存するということで、この本質的な点を政省令でしっかり分かるように強調して研修などの中でも生かすようにしたいと思います。マニュアルで具体的に、これはいけない、これはいいということがはっきりすればいいのですけれども、残念ながら合理的配慮の考え方はそういうものは違うということです。

4番目に「全国的に事例の収集・蓄積・共有を」ということで、今申しあげましたような合理的配慮の性質から、やはり一律に決められない。事例や経験を通じて負担が過重かどうかの共通認識を育てていくという性格のものであるので、そのための事例を収集して分析して公表する。

恐らく10年前には、これは過重な負担だと誰でも思っていた。しかし、今ではそれは違う。10年前はこんなことが言われていたんだねということが笑い話になるような社会の変化とともに、過重な負担の概念も変わっていく可能性もありますので、そういう取組、情報、事例を集めて分析することが必要だということです。

5番目に、「都道府県に相談窓口を設けて相談・助言・情報提供を可能に」する仕組みが必要だと思います。一番下の段落に書いたのですけれども、今回の法改正は事業者にも障害者にも大きな不安を生み出しています。その原因の一つは、これらの当事者に問題の解決を丸投げしているためであります。

したがって、双方にとって相談でき、助言や情報提供が得られる行政窓口があれば、困難の軽減効果が期待できると思います。現に都道府県等で条例に基づいて相談窓口を設けているところに寄せられている事例などを見ると、やはり当事者だけで争わせる、建設的な対話をさせるだけでなく、第三者的な行政が双方の意見を聞いて両方が満足いくような助言をすることによって問題が解決したという例が非常に多いので、やはり当事者任せにしない情報提供や相談の窓口を設ける。そこでまた集められた事例を全国で共有するというサイクルが必要なのではないかと思います。

以上です。

○日本障害者協議会 JDからの御報告は以上になります。

○玉井主査代理 ありがとうございます。

それでは、各構成員の先生方、挙手の上、御質問をお願いいたします。

では、清水構成員をお願いします。

○清水構成員 ただ今の御説明、大変ありがとうございます。

都道府県に相談窓口を設けるという提案について、私も賛成です。今回の旅館業法改正については、宿泊事業者が新型コロナウイルス感染症の流行期にコロナ感染者であるかどうか分からない宿泊者に対して協力の求めができずに大変困った。時間的、精神的に業務の遂行に支障をきたしたということがそもそもの発端であったかと思います。私共旅館業の営業者や従業員はそもそも特定感染症について医学的な専門知識を持っておりませんので、お

お客様への対応が適切にできるのか不安があります。そうしたことを防ぐために都道府県において、特定感染症の症状を呈するお客様への対応について業者からの相談窓口を設けてほしいと希望いたします 以上です。

○玉井主査代理 それでは、よろしく申し上げます。

ほかの構成員の先生方いかがでしょうか。

では、永山構成員をお願いします。

○永山構成員 永山でございます。具体的な説明も含めて、いろいろ教えていただきましてありがとうございます。

特に、今回3番に「マニュアル的発想からの脱却を」ということでいろいろケースがあるんだと、例えば小さな旅館では過重な負担となり、大きな旅館ではならないとか、その辺のコミュニケーションの大切さというのは我々も大変必要なことだと思っておりまし、こういったところに言及をしていただいたことは大変ありがたいと思っております。

我々の例で申し上げますと、客室まで階段やはしごしかないような客室に電動車椅子でどうしても泊まりたいといった申出を受けたときに、安全上の観点からそれに対してほかの提案をさせていただいたりしたことが宿泊拒否だと言われたり、その辺りもやはりコミュニケーションの不足によるものかなと思っておりますので、こういったところについても双方が歩み寄れるようなことになればありがたいかと思っております。

1つお伺いしたいのは、当然、今回旅館業法の話をしているわけで、先ほど例に挙げられたスーパーであるとか、飲食店であるとか、こちらにはそもそもそういった類似の法律がないわけでございますね。そこで、当然合理的配慮も求められる、障害者差別解消法も適用されているという中で、この旅館、宿泊業界に特に懸念を示される理由をお示しいただきたいのと、当然旅館業法があった上でお示しをされるというのであれば、旅館業法がないほかの業界に対しては、我々の業界よりもたくさんの困った事例、たくさんの事例があるのではないかと推察をしておりますけれども、その辺の差についても教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○日本障害者協議会 恐らく、何百とある日本の業界でも似たようなトラブルというか、建設的対話がうまく進まないような例というのはあるのだろうと思っておりますけれども、やはりコロナのことをきっかけにして大変お客のほうも困っているし、旅館のほうも困っているということで、非常に宿泊の困難が先鋭化したということなのかなと思っております。

本来、一般法の差別解消法で基本的な考え方が示されているので、全ての民間の事業者も対象になってるわけですから、それで障害者の利用に関しては管理できるはずなのですが、それではいなくなりました。障害とは違う感染症というような文脈をきっかけにして、障害のところまで入ってきたということなのかなと思っております。

それだけに、ほかの業界でもいろいろ困っている考え方を、先頭に立って旅館業界のほうでルールを示す。こういう無理なことは障害者も要求できない。しかし、こういうことで拒否するのは不当であるというような共生社会の基本的なルールをつくる先頭に立って

いる業界ということで、いいものに育てていただければいいかなと思います。

○玉井主査代理 ありがとうございます。

それでは、尾上構成員お願いいたします。

○尾上構成員 DPIの尾上です。どうも御説明ありがとうございました。

特に出された意見書の1点目ですね。合理的配慮と、そのための建設的対話が不可欠であること、その部分というのは代替措置の検討も含めた建設的対話というのは一体的なものだと思うんですね。私が前回お話しさせていただいた事例まで紹介いただいてありがとうございました。

その上でなのですけれども、先ほど脳性麻痺で言語障害がある方に対してそういうコミュニケーションギャップというか、無理解の中でそういう対応があったというお話がありました。やはり建設的対話を進める中で、障害特性によってはちょっと大きな声になったり、あるいは表現方法が違ったりする場合があったりすると思うんです。その障害特性と建設的対話の関係みたいところで、皆さんから何かこの点は押さえておいてほしいというようなことがあれば教えていただけないでしょうか。よろしくをお願いします。

○玉井主査代理 では、よろしくをお願いいたします。

○日本障害者協議会 本当に個々のケース、特に言語障害一つ取ってみてもその表現の仕方が様々なんです。長年、私たちは障害者問題に関わってきても、よく聞いても聞きづらい、理解できないという世界ですので、そういう方たちにどう理解をするような関わり方をするのか、まずその姿勢そのものが大事だと思うんです。

それと同時に、例えば筆談だとか、とにかくいろんな形でその方に合ったコミュニケーションの仕方を探っていくというような作業ですね。本当に障害者の関わり方は、個々の固有性みたいなものがあるわけで、それを各現場実践の中でどう形にしていけるのか。そのくらいの丁寧な対応があると、利用する側も気持ちよく利用できるし、その思いを今回の取組の中で先頭に立ってホテル・旅館業界のほうで形にしていれば、他分野にも大きな影響を与えるかなと期待しているところです。

尾上さんの質問に答えていないと思いますが、よろしくをお願いします。

○玉井主査代理 ありがとうございます。

尾上構成員、よろしいですか。

大変残念ですが、お時間となりましたので、日本障害者協議会の意見聴取を終わりとさせていただきます。

日本障害者協議会の増田様、佐藤様、白沢様、本日はお忙しいところ本当にありがとうございました。それでは、Zoomから御退席ください。

○日本障害者協議会 ありがとうございます。失礼します。

(ヒアリング団体退室)

○玉井主査代理 ここで本来10分間の休憩でございましたが、ちょっと時間が押しておりますので3分程度の休憩とさせていただきます。

なお、事務局から御説明がありましたとおり、休憩後の進行は遠藤主査代理にお願いしたいと思います。

では、28分まで休憩とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

○遠藤主査代理 それでは、時間となりましたので再開をさせていただきます。

ここからは、私、遠藤が主査を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(ヒアリング団体入室)

○遠藤主査代理 前の会がちょっと遅れまして、お待たせして申し訳ありませんでした。では、日本肝臓病患者団体協議会/全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の準備が整いましたので、意見聴取を実施させていただきます。

日本肝臓病患者団体協議会/全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団様、本日はお忙しいところありがとうございます。まずは、御意見の御説明についてよろしくお願いいたします。

○日本肝臓病患者団体協議会/全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団 それでは、中島のほうから御説明させていただきます。

我々のほうからは、主に「宿泊拒否事由について」という2番のところですね。それから、「差別防止の更なる徹底について」というところに関して意見を述べさせていただきます。

まず、「宿泊拒否事由について」のところなのですけれども、マル1として（宿泊しようとする者が「特定感染症の患者等」に該当する場合に留意すべき点は何か）というような御質問に対してです。

ここは、前提として「特定感染症の患者等に該当」するか否かという点について医学的見地から厳格に判断すべきではないか、これが大前提ではないかと考えています。

意見書のほうにも書きましたけれども、そもそも旅館業者において宿泊希望者が「特定感染症の患者等」に該当するか否かを判断することになるが、この判断を誤ればその宿泊希望者に不要な負担をかけることになりまして、他方で旅館業者は医療の素人であり、必ずしも感染症の診断に関する正しい知識・技量を備えているわけではありません。そこで該当するか否かに関しては、医学的見地から厳格に判断する必要があります。「客観的な事実に基づいて判断」とか、「理由を丁寧に説明することができるように」という改正法の文言については、そのような趣旨であるというふうに理解しております。

また、「特定感染症の患者等に該当」した場合には医療機関で受診すべきなのですが、その受診できるまでの間については患者等の居場所がなくならないように最大限の配慮を行うべきではないかと考えております。

続きまして、マル5の留意すべき点に関して、宿泊拒否は宿泊希望者にとって不利益が大きいので、その根拠となる事由は明確かつ客観的なものに限定し、恣意的な運用が可能

な限りできないようにするべきと考えています。

続きまして、3番の「差別防止の更なる徹底について」というところで、努力義務となる従業員への研修についてどのような内容を盛り込むべきかという点です。

ここに関しては、まず差別が生じる要因の一つとして「感染症＝自分にも感染する＝忌避すべきである」というような心情があると感じております。そして、この要因というのは「感染」に対する正しい知識とか理解、具体的には（感染成立の3要素）に関して、そういうようなものにも理解があると一定程度は防ぐことが可能であると考えております。

すなわち、感染の成立には、そこに「病原体（感染源）」が存在するだけではなくて、「感染経路」とか「宿主」の問題がそろそろ必要がある。これらの要因のうち一つでも取り除くと感染が成立しないという感染成立の3要素については、最低限研修をするべきであると考えています。

また、これまでの感染症患者に対する差別の歴史を研修に盛り込んで、感染症患者に対する差別がいかに非科学的、不合理であったのかということも教えるべきであると考えております。

その他、研修の実施について留意すべき点ですけれども、コロナ禍の経験も踏まえて感染症に関して「自分ごと」として捉え、宿泊希望者に対してどのように接すれば相手を不快にさせないかということなどを常に意識するなどについて留意すべきと考えています。

その他、差別防止のさらなる徹底について留意すべき点についてですけれども、差別的取扱い、宿泊拒否も含みますが、それを受けた場合の事後的な救済措置がありません。そこで、少なくとも差別的扱いを受けた際における苦情申出の窓口を明確にし、その後の対応が可視化されるような措置が必要ではないかと考えています。

意見書の説明に関しては、以上になります。

○遠藤座長代理 ありがとうございます。

それでは、前半同様、御質問のある構成員におかれましては挙手の上、私が指名しましたらお名前を名乗ってから御発言をお願いいたします。御質問はいかがでしょうか。

藤田構成員、どうぞ。

○藤田構成員 全国保健所長会の代表で出ております長崎県県央保健所の藤田と申します。御説明ありがとうございます。ネットの接続が悪くて申し訳ありません。

私ども保健所では感染症の患者さんが出た際に、患者さんのお話し等を伺って濃厚接触者等を定めるようなことをやっております。その際には私もそうなのですが、保健所長が医師である場合には必ず医師の判断の下にそれを決めるということをやっております。それは医学的な判断も含め、いろいろな接触の度合いですとか、そういったことも全て含めて決めていくということになります。

それで、基本的にはこの法が改正されたときにも、旅館業の方々から保健所のほうに相談をいただいて、この方々をどのように扱ったらいいのかということをお相談いただいた上で、保健所の医師の判断の下で、その方は少し個室に入れておいたほうがいいですねと

か、そういうことを考えるべきだと思っております。

ですので、医学的判断は必ず入るものと思っておりますが、そういった形で運用することはいかがお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○遠藤主査代理 ありがとうございます。

それでは、中島様のほうからでしょうか。

○日本肝臓病患者団体協議会/全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団 そのように、必ず医師の判断が入るということは非常に好ましいことだと考えています。我々が危惧しているのは、現場だけの判断で拒否されたりという恣意的なとか、その現場の感情だけとか、そういうようなことで決められてしまうと非常に不合理な判断がされるのではないかと考えておりますので、今おっしゃられたように医師の判断、保健所長の判断があるというのは非常に好ましいことだと思います。

○日本肝臓病患者団体協議会/全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団 小沢のほうからも一言申し上げたいと思います。

○遠藤主査代理 お願いします。

○日本肝臓病患者団体協議会/全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団 先ほど中島のほうからもありましたけれども、改正旅館業法の5条2項の関連で、該当性に関しては客観的な事実に基づいて判断すると書いてあるんです。その客観的な事実というのは何かということについては、この条文ではこれ以上書いていなくて、その1個前の条文の4条の2の1項ですけれども、特定感染症の症状を有している者その他の次に掲げる協力のイということで、該当性が明らかでない場合は医師の判断の結果その他の当該者が同号に該当するかどうかを確認するために必要な事項として報告するという協力を求めることができると書いてあるんです。

ただ、この4条の2による判断があって初めて5条の該当性の判断があるという立てつけにはなっていないので、条文だけを見ると、客観的な事実に基づいて判断すれば必ずしも医師の判断、あるいはそれが記載されているような書面であるとか電磁的記録だけが唯一の判断事項であるというふうには取れない面があって、これは法技術的に、ではその協力が得られない場合どうなるかという問題とかが複雑に絡んでくるので、多分こういうふうになっているんだろうなとは思ったのですが、5条は5条で患者等であるときには拒否できる。それは客観的な事実に基づいて判断するとは書いていないので、そのところは医師の判断というものが必要な要件としてあるのが原則なんだということがもう少し分かりやすくされていたほうが、より今おっしゃったような専門家による判断が必要なんだということが担保できるのではないかと。そういうふうなことを我々としては考えております。

○遠藤主査代理 御意見、どうもありがとうございました。

ほかに御質問ございますでしょうか。

越智構成員。

○越智構成員 お尋ねします。B型肝炎の方が実際に宿泊を拒否された事例というものを  
お持ちでしたらぜひ教えていただきたいので、お願いします。

○日本肝臓病患者団体協議会/全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団 今のところ私のほうで  
は把握はしていませんが、小沢弁護士のほうから何かありますでしょうか。

○日本肝臓病患者団体協議会/全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団 私のほうも、宿泊拒否に  
関しては具体的に聞いた例はないです。

ちょっと近いものと、例えばスポーツクラブであるとか、あるいはスイミングスク  
ールであるとかで入会等を拒否されるという例はかつてはかなりあったと聞いています。  
類似事例なのですけれども。

○越智構成員 では、ないということですね。分かりました。

○遠藤主査代理 ありがとうございます。

ほかに御質問いかがですか。

増田構成員、お願いいたします。

○増田構成員 肝炎になられている方が、薬などの影響で常日頃から微熱があるというよ  
うなことがおありなのでしょうかということと、もしそのような場合、宿泊施設に対して  
事前にそういう症状がありますということを伝えるというようなことが可能かどうかとい  
うところを教えていただきたいと思います。

○日本肝臓病患者団体協議会/全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団 一般的には、例えば慢性  
肝炎などのような状況で、薬の影響で微熱が出るということはまずないと思います。

ただ、がんとかになってくると、そのがんの関係で発熱があったりとかということとは十  
分考えられることかと思えます。

ただ、そういうことを申告できるかということ、なかなか心理的には難しいのではないかと  
考えています。特にウイルス性肝炎なので、自分がそういうウイルスを持っているとい  
うことを申告するのは非常に心理的なハードルが高いと考えています。

しかも、ウイルス性肝炎というのは日常生活では感染しないので、それをわざわざ旅館  
側に伝える必要がどこまであるのかと思われますので、なかなかそれを申告しろというの  
は難しいのではないかと考えます。

○遠藤主査代理 ありがとうございます。

これでお時間となりましたので、日本肝臓病患者団体協議会/全国B型肝炎訴訟原告団・  
弁護団様を終わらせていただきます。

日本肝臓病患者団体協議会/全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団様、本日はお忙しいところ  
ありがとうございます。それでは、Zoomからの御退室をお願いいたします。

○日本肝臓病患者団体協議会/全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団 ありがとうございます。  
た。

(ヒアリング団体退室)

(ヒアリング団体入室)

○遠藤主査代理 それでは、お時間となりました。次に、ぷれいす東京の準備が整いましたので意見聴取を実施させていただきます。

ぷれいす東京様、本日はお忙しいところありがとうございます。まずは、御意見の説明についてよろしくお願ひいたします。

○ぷれいす東京 貴重な機会をありがとうございます。私どもの意見表明をさせていただきますと思います。書面ですべてしておりますので、同じ内容になります。

私たちは、HIV/AIDSについての活動を行っている団体となります。これまでHIV、あるいはハンセン病など、病気を理由とした差別事例というものは残念ながら過去に数例ございますので、今後もそういった疾病の客観的な事実に基づかない差別・偏見からくる宿泊拒否については非常に心配をしております。

今回の改定について気になる点を幾つか書かせていただきましたので、繰り返しのようになりますが、お話をさせていただければと思います。

まず1点目は、予防策が新型コロナウイルスに限定されている印象があるので、その点ですね。皆様御存じだと思うのですが、予防策というのは疾病ごとに異なるかと思えます。ですので、当然疾病ごとに求められる予防策というのが変わるという前提の余地がちょっとあったほうがいいのではないかと感じたので、改めて指摘させていただきます。

3の「協力の求めに応じない「正当な理由」」についても、それに応じて変化する可能性があるかなというふうに感じました。

2点目は「検査体制、治療体制のタイムラグの発生」という話です。新興感染症が起これ、特定感染症国内発生期間となった場合、行政による検査体制、あるいはその医療機関の受入れ体制の整備までに当然タイムラグが発生する可能性があります。新型コロナウイルスの発生時もそうでしたが、そういった体制の不備、準備の遅れが生じた場合、疑い患者に対する不当な差別、排除、これはちょっと一文抜けていましたが、つながることというのは許されないと考えております。

新興感染症が起こった場合、かなり地域差とか自治体間の格差というのもございますので、その点、弱い立場の宿泊事業者のうちの疑いを持たれた方だけを排除というふうになることにちょっと懸念をいたします。

3番目としては、「報告を求めることができる」という点ですけれども、これは説明責任が疑われる側にあるとも読めるので、症状があり、何らかの疾患、疾病が疑われる場合、宿泊者とか宿泊業サービス提供者双方にとっても検査へのアクセスがスムーズでないという状況が発生するという事は十分想定されることではないかと考えます。そのような状況下で行政や医療へのアクセス、説明責任が宿泊者だけに背負わされるということがないようにすべきだろうと考えております。

感染症の領域では、検査、医療へのアクセスを早期に担保するということが社会全体にとっては感染拡大を防止することになる、社会全体の利益になると考えられております。

そして4番目、「「宿泊を拒否できる」という状況」についてですが、宿泊を拒否でき

るといのは宿泊業サービス提供者からの今回の新型コロナ感染拡大時の切実なお声として理解はできるのですが、行政サイドとか医療側が例えば入院というふうな状況ですけれども、タイミングよく受け入れるというのが難しい状況も起こり得ると思います。今回、新型コロナウイルスでも医療機関がパンクする、あるいはもう入院がいっぱいいっぱいになるとか、病院の稼働率が非常に上がってしまうという状態も起こりました。そういった状況下で宿泊者が宿泊する場所を失うということで、個人への健康被害であったり、周囲への感染拡大につながる場合があるので、その辺りもいろいろな状況を想定して改定が行われるといいのではないかと感じました。

5番目としては、本件に関して行政担当部署が複数の領域にまたがるということが予想されます。事前に行政機関が呼びかけ、宿泊業サービス提供者、それから行政、宿泊業担当、感染症担当、それから衛生研究所や国立感染症研究所、市民団体などがラウンドテーブルとかコミュニケーションを円滑に取ることができるようなプラットフォームなどがあると、リスクコミュニケーションを取ることができて、差別や排除を防止できるようになるのではないかと考えております。

現在、サル痘対策の中で、感染症研究所の国立感染研の呼びかけでそういったプラットフォームが少し動き出しております。他領域でもそういう先行事例があるので、そういうものがあると急に何らかの新興感染症が起こった際にスムーズな対応ができるのではないかと感じたので、少し意見として表明をさせていただきました。

私どもからの意見については以上でございます。何か御意見がありましたら、ぜひお聞かせいただければと思います。

○遠藤主査代理 ありがとうございます。

それでは、御質問のある構成員におかれましては再度でございますが、挙手の上、私が指名したらお名前を名乗ってから御発言をお願いいたします。

越智構成員。

○越智構成員 お尋ねします。この意見書の1行目に、過去にHIVの陽性者が宿泊を拒否された事例があるということが書いてあるのですけれども、いつ頃でどういうケースだったのかというのを教えていただけませんかでしょうか。

というのは、外見的に見て多分、分からないはずなので、どうして逆に宿泊拒否ができたのかということがありますので、事例として御紹介いただければありがたいです。よろしく申し上げます。

○ふれいす東京 ありがとうございます。

1993年か94年とかに国際会議でHIV陽性者のスピーカーが海外から来日するということがありました。その際に宿泊受入先のホテルから宿泊拒否されるということがありまして、新聞報道などもされた事例がございます。

確かに、フロント業務の中で疾病名を明らかに告げて宿泊というのはなかなかない想定だとは思いますが、そういう講演活動などをなさっている方々もいらっしゃるの

で、状況証拠からその疾病を知るといふようなことは実際にはあるのではないかなというふうに思いました。

以上になります。

○遠藤主査代理 よろしいですか。

○越智構成員 そうすると、逆に言うと日常的にそういうことが起きるといふ可能性は非常に少ないということですね。

○ふれいす東京 そうですね。あまりないと思います。

ただ、今、HIV陽性者は身障認定の対象にもなっておりまして、障害者向けのサービスを利用する際に、障害名を確認するなどから疾病名が疑われて拒否的な態度を取られるということで、宿泊業に限定しない話ですけれども、それはいろいろな窓口サービスの中で実際に起こっていることではあります。

○遠藤主査代理 ありがとうございます。

ほかに御質問いかがでしょうか。

藤田構成員、お願いいたします。

○藤田構成員 長崎県県央保健所の藤田と申します。御説明ありがとうございます。

今度の法の改正によって、患者さんですとか濃厚接触者と判断された方について、個室にいていただくようお願いするというを進めようとしております。どうしても今度の法改正によっていろんな方が泊まれるような状況をつくるということが必要であり、例えば1類の感染者の方のように免疫が落ちた方に関しても同じように平等に泊まっていたということを見ると、そういった感染の疑いのある方々に。

(通信不良)

○遠藤主査代理 すみません、藤田構成員、ちょっと接続が悪いようなので負担を減らすために画面をオフにさせていただきますか。

○藤田構成員 申し訳ありません。

今回の法改正で感染の疑いのある方、そして患者さんと思われる方について個室対応するというを求めるようになっております。やはりたくさんの方が宿泊されているような施設、旅館のようなところであれば、HIVの感染者の方のように免疫が下がった方も宿泊されているということを見ると、1類とかの感染の疑いのある方にとっては不利益かもしれないのですけれども、やはり免疫の低い方を守るためにも個室対応をお願いすることはしなければならないことかなと思っているのですが、そういった対応についてのお考えといいますか、ご意見をお伺いできますか。

○遠藤主査代理 生島さん、声は大丈夫でしたか。大体、御理解いただけましたか。

○ふれいす東京 最後だけちょっと不明確だったのですけれども、おっしゃっている意味は大丈夫だと思います。

多分、御質問された方も御存じだと思うのですけれども、HIV陽性者で判明している人の多くは治療をしていて、免疫をかなりうまくコントロールできる医療技術が開発されてい

るので、特にCD4と呼ばれる免疫状態が低い人以外は通常の対応で大丈夫だと思います。

ただ、免疫が下がっている人については、ほかの感染症の人がいると気になるという人ももちろんいらっしゃると思うので、それは一般の宿泊者も同じではないかと思いますが、そういう方が別に個室で対応していただくと宿泊者全体が安心できるというのはそのとおりだと思います。

答えになっておりますでしょうか。

○遠藤主査代理 藤田構成員、よろしいですか。

ありがとうございました。

ほかに御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほぼお時間となりました。ふれいす東京の意見聴取をこれで終わりにしたいと思います。

ふれいす東京様、本日はお忙しいところありがとうございました。それでは、Zoomから御退室をお願いいたします。

○ふれいす東京 ありがとうございます。失礼いたします。

(ヒアリング団体退室)

(ヒアリング団体入室)

○遠藤主査代理 ちょっとお時間は早いのですが、準備が整いましたので東京HIV訴訟原告団/大阪HIV訴訟原告団の意見聴取を実施させていただきます。

東京HIV訴訟原告団/大阪HIV訴訟原告団様、本日はお忙しいところありがとうございます。まずは、御意見の説明についてよろしくお願いいたします。

○東京HIV訴訟原告団/大阪HIV訴訟原告団 ありがとうございます。

私たちはいわゆる薬害エイズの被害者のグループで、HIVがアメリカでアウトブレイクした1980年代から90年代の半ばにかけて、エイズというのは非常に感染力が弱い感染症で、ほとんど他の人にうつすリスクというのはなかったにもかかわらず、かなり激しい差別、もちろん宿泊拒否というか、ほとんど認めてもらえないほどの差別を受けた経験から今回お話をさせていただきます。お手元に私どもの提出した意見書があると思いますので、それに沿って進めさせていただきます。

まず1つ目ですけれども、今回法律が改正されて、旅館業の方々が特定感染症の症状を呈している宿泊者等に対して協力を求めることを可能にするということがあると思います。

ただし、営業者が「感染防止対策への協力を求める」対象というのが決まっています、「特定感染症の症状を呈している者その他」と定義されているわけですが、端的に難しいのは、この「症状を呈している者」というのと「患者」というものに対しては、後者は診断をもって確定するという話ですね。前者は、観察によって何となくその場で判断するというところで、極めてこの辺が曖昧だということ現場においても非常に難しくなるのではないかと。

現場の裁量といいましても、業者の皆さんが日常やっている業務からすればかなりかけ離れたことにもなりかねない話であって、それに関して「医師の診断」を勧めるという権限に関しては当然、感染症法において知事権限として各都道府県にある種、患者の行動制限をしたり受診を勧告したりという権限が利用されていますけれども、業者の方々には特にそういう権限はないわけなので、あくまでお願いしていくということになるときに非常に判断が難しくなるのではないかと思います。

ここで私どもが言いたいことは、混乱をしないためにどうしたらいいかという問題です。通常、感染症法の立てつけからしますと、やはりこれは都道府県に一義的に協力してもらおうということが重要で、具体的には例えば都道府県で感染症病床等々を有している感染症診療機関ですね、医療機関と都道府県が連携しまして、そういう業の皆様をサポートする体制というのはある意味重要ですし、それについてはやはり基準というものは感染症ごとにいろいろ今後出てくると思いますが、それを運用するに当たって協力体制をしいていただきたい。

一例ですけれども、今はこういう時代ですので、ある専門機関の専門家とZoomで会話とかもできる状態なので、例えばオンコールの行政と医療機関が連携しまして、現場で混乱が生じそうときには専門家から直接お客さんに説明をするとか、業者の皆さんをサポートする枠組みというのを設定するなど、混乱しないようにしていただきたいというのが1つ目の問題です。

それから2つ目ですけれども、協力の求めに応じない「正当な理由」というのがあるのですが、「正当な理由」というのはここに書いてあるとおりの身体的条件等ですね。もう体が不自由でどうしようもないとか、今放り出されてもどうしようもありませんとか、いろいろなことがあると思うのですけれども、そういったことが普通は「正当な理由」として考えられると思うんですね。

ところが、「症状を呈している者」と「患者」というものが前条であるように一まとめになっているわけですね。そうすると、営業者が「協力」要請を発生するかなり恣意的な余地があるということだと思えます。

ですから、これは非常に重要な問題ではありますけれども、コロナが5類に移行したので、かなり感染症法上は緩和、要はエイズと一緒のレベルまで下がってしまっているわけなので、危機感は下がっていると思えますけれども、今後、新興感染症とか全く新しい感染症が出てきたときに、特定感染症として感染症法の立てつけの中でそれぞれ決めていくことだと思えますが、厳密な定義というのがまず必要だということは申し上げたいことです。

もちろん、定義したところでこれはいわゆるバイオメディカルな領域でありますので、それを現場に強いるということは難しい部分もありますから、やはりサポート体制というのは重要ですね。

あとは、もちろん都道府県にもそのリソースが大きいところと小さいところがあると思

いますし、今後、国が感染研と国立国際医療研究センターと合体してかなり強固な施設をつくると言っていますので、そういったところで例えば24時間オンコールの対応をすとか、Zoom等々でつないでアドバイスできる専門家集団を置くとか、国の支援というのも重要になってくるのではないかと思います。

それから3ですけれども、これは「協力」要請が本来あるべき趣旨を逸脱して、「特に配慮を要する宿泊者」への宿泊拒否の形に変えることで、差別・偏見が強化・正当化される根拠として援用される懸念がある。これは、一番懸念するところであります。

従業員に対して研修の機会を与えるというのは非常に重要でいいことだと思って大変評価していますけれども、私どもの経験からいきますと、例えば介護施設とかいろんな施設の中で研修とかをやっても、エイズの人を受け入れられませんとか、いまだにそういう状況があるわけです。

ある意味、介護施設等々にはそれに対して罰則はないということで、旅館業者の方についてはちょっと規制としては重いとは思うのですけれども、そういうことを考えますと、適切なサービスを提供できるようにするという事は非常にハードルの高い課題を旅館業の方に課しているとは思いますが。

ですから、やはりここについては可能な限りということにはなろうと思うのですけれども、理想を言えば全ての業者の皆様方が身体障害者とか、病者に対するサポートというのを十分していただくというのは私どもは理想社会として描いていますけれども、現実の中で難しい部分があるということを考えますと、もうちょっと広い見地で考えていただく必要があるかと思えます。

これはここだけの問題ではなくて、やはり国の重い課題として、現実には障害者が御飯を食べるところを拒否されたとか、映画館などで観られませんとか、そういう現実があるわけで、そこら辺に対しては特に罰則とかはないわけですけれども、それに相通じるものであって、旅館業という非常に公的なものであるからということでこのような形になっているとは思いますが、むしろこの旅館業者の皆様方の研修を重ねて、それが広がってこういう宿泊者に対して適切なサービスが提供できるような国になることを期待しております。

最後ですけれども、既に述べたとおり、コロナウイルス感染症に対する危機感というのはちょっと退潮しているとは考えていて、今回法改正したということはニュース等が出ると思うのですけれども、結果的に宿泊拒否等々が法的にできるようになったみたいな誤った認識が広がらないように、国民に向けて十分な周知・広報をしていただきたい。まさに旅館業者の皆様方がこういった法律の下に、病気や障害に対する認識を広め、そして適切な科学的な知見に基づいた対応ができるようなクオリティーがあれば、それがむしろほかの業界に広がるということを大変期待するものであります。

私の話は以上です。

○遠藤主査代理 どうもありがとうございました。

それでは、構成員からの質問に移ります。御質問のある構成員は、挙手をお願いいたし

ます。

永山構成員、お願いいたします。

○永山構成員 永山でございます。分かりやすい御説明、大変ありがとうございました。

特に今回の法律に関しての御理解をしっかりといただいて、我々宿泊業界にだけハードルの高い課題を与えられているといった見解をいただいたことについても感謝を申し上げたいと思います。

言わずもがなではございますけれども、我々が今回このようなお願いをした背景には当然、我々宿泊事業者に対して従業員もおりますし、ほかのお客様もいらっしゃいます。そういった中で、全体がどういった形で安全な環境で宿泊をしていただけるかといった眼目からの課題でございますので、その辺についても御理解をいただいているということで感謝申し上げたいと思います。

質問したいのは、1番、2番の辺りで、「濃厚接触者や同行者」の処遇に対してもそれを求める主体ということで、「主体」という言葉を使っていると思うのですが、この辺りについて具体的にお伺いしたいと思っております。

と申しますのも、例えば濃厚接触者については、それを判断する主体というのは保健所でもありますし、その定義についても示されているところかと思えます。また、その辺りの情報を得ながらお客様、希望者とコミュニケーションを取りながらどういった対処をしていくかというのは宿泊事業者のほうが主体になるというふうに判断できると思うのですが、けれども、「明らかとされていない」というのは例えばどの辺りを指されているのか、どういったところを想定されているのかをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○東京HIV訴訟原告団/大阪HIV訴訟原告団 私どもが主体というのにこだわるのは、やはり協力を求めるという行為が、ある種、任意の行動変容を対象に求めるということで、通常は感染症法の立てつけがそうであるように、人の自由を抑制するには法的な根拠がない限りできないというのが憲法の立てつけになっているので、一義的にはいわゆる都道府県こそがその責任を負っているわけです。

ですから、本来は大きな枠組みで言えば、感染症法は例えば1類感染症の患者さんが旅館に泊まろうとしたときに、知事権限でそれを止めたり、受診を勧告したりということは権限としては法律によって求められているわけです。

ところが、この場合はその同行者や被接触者に協力をお願いする主体は皆様業界の方々というふうには理解していますけれども、それに対しては判断の部分と、実際に声をかけてお願いするという部分の両方が入っているわけですね。その責任所在を明らかにしておかないと、一定程度、現場ではもちろん判断というのは生じるのですが、それに一般の業者の方が全責任を負うという形ではちょっと曖昧かと思うので、業界の方々が判断する権限と、権限と言うと法律に書いていないから難しいのですが、判断する環境についての責任はあくまで行政のほうにあるんだということがやはり重要かと思えます。

つまり、過大な裁量権を持ったわけではないはずなのに、結果的に現場では対応という

のが皆様方の業界ということなので、その判断と、それから行為、そこについてそれぞれの責任ということが主体として明らかでないとい混乱につながるという趣旨です。

ちょっと込み入った議論で申し訳ないのですが、やはり法の立てつけ上そういうふうを考えざるを得ないかなと思いました。

以上です。

○永山構成員 大変ありがとうございます。我々の懸念の部分もしっかり御理解をいただいているということで、大変ありがたく思います。

我々は医療関係者、従事者でもございませんし、そういった意味で判断に迷う部分とか、困る部分もあることが当然想定はされるわけでございますけれども、その中で過度な権限をいただくわけではなく、お願いであったり、そういった部分のコミュニケーションを図らせていただく部分も出てくると思いますので、その辺りも今後の議論に生かさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○東京HIV訴訟原告団/大阪HIV訴訟原告団 すみません、追加ですが、例えばビデオ通話でその患者さんに説明した上で、そこの旅館の窓口の人に、この患者さんにはこのようにしてあげてくださいということを医師なり専門家なり保健所が言ったことを利用者が見て、そしてそれを見て窓口の人が、先生もこうおっしゃっていますからというふうに言えば、相当それはすっきりすると思うんですね。だから、やはりそういうテクノロジーを利用することも必要かと思っております。

以上です。

○遠藤主査代理 ありがとうございます。

続いて、尾上構成員お願いいたします。

○尾上構成員 私、障害者団体でDPI、障害者インターナショナル日本会議の尾上と申します。どうも御説明ありがとうございます。

3点目、4点目に関してなのですが、引用されております障害者等の特に配慮を要する宿泊者に関して適切なサービスを提供できるということに関してなのですが、これは何らかの一律のサービスを求めているというよりは、障害者差別解消法上の合理的配慮をちゃんと提供してくださいという意味なので非常に個別性が高いんですね。

そういう意味で、今回の改正がきっかけになって合理的配慮を求めるための建設的対話そのものも拒否される、対話すること自身が過重だとなってしまうようにというのが一つポイントかなと今、思っています。

その点で、4番のところは同感なのですが、コロナが第5類になってこの法律改正が成立をしたということで、かえって第5条の第1項3号の部分がざらっと出てきたような印象が正直あるんです。だから、障害者団体の中には過重負担ということを理由に合理的配慮を求めることで宿泊拒否につながるのではないかという懸念が非常に広がっているという状態でございます。

ここで書かれている、そういう状況で宿泊拒否の法的裏づけが決まったというような一

方的誤解を招くことのないよう、十分な周知・広報に留意すべきだという、この部分について何かもっとこういったことをちゃんとメッセージとして出していくべきだという御意見、アイデアがあれば教えていただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○東京HIV訴訟原告団/大阪HIV訴訟原告団 これは今、急に聞かれて、本当に先生のようなこの分野の専門の方にはちょっと恥ずかしいですけれども、むしろこれを啓発の機会にさせていただきたいという願いがあります。

こういう法律が出てきたという意味は、本来、差別というのはよく誤解されますけれども、人権というのは普通、国会対個人の関係で、差別防止法がいつも頓挫するのは民衆の关系的なところと、それからヘイト的なところと混同されるわけだし、それから障害者とか病者に関していえば、強行規定で例えば建物に障害者用トイレがなかったら違法とするとかというのは一番強い規制だと思うのですけれども、そこまでの規制がない中でいろんな形で改善されている部分と改善されていない部分があるということなので、やはりまずは偏見・差別をなくすという意味において、この法律はまさにそういう趣旨だということを書いていただくのがいいのではないかと。

障害者に関しては一時期、階段のあるところで食事ができないことに対して非常に論議になったりしていますよね。理想はやはりどの飲食店であっても障害者の方が来訪できるようなインフラを備えてほしいのですけれども、コストの問題とかもあるし、あまり言い出すと、障害者が何を言っているんだというようなことで逆風が吹くというのを繰り返していますので、やはりそういったことを現状を踏まえて、まさにこの法律の施行に当たっては感染症の病者、患者であるとか障害を持った方がいて、等しく平等に普通の対応をするということが基本なんですよということも併せて書いていただくことが重要で、直接、法律の説明ではないんですけれども、まさにその法律と誤解されないようにという趣旨でこの啓発もさせていただけるとうれしいという希望を持っています。

○尾上構成員 どうもありがとうございました。

○遠藤主査代理 ありがとうございます。

お時間が迫っておりますが、お一方なり、もし御質問があればお受けしたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、お時間となりましたので、東京HIV訴訟原告団/大阪HIV訴訟原告団の意見聴取を終わらせていただきます。

東京HIV訴訟原告団/大阪HIV訴訟原告団様、本日はお忙しいところありがとうございました。それでは、Zoomからの御退室をお願いいたします。

○東京HIV訴訟原告団/大阪HIV訴訟原告団 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。失礼いたします。

(ヒアリング団体退室)

○遠藤主査代理 本日予定しておりました全ての団体の意見聴取が終わりましたので、閉会とさせていただきます。

事務局から連絡事項があればお願いいたします。

○小野課長補佐 事務局でございます。

本日は長時間にわたり意見聴取いただき、ありがとうございました。

また、本日の議事録や関係団体からの御意見をまとめた資料は、原稿ができ次第、各構成員及び各団体に送付、確認いただいた上で厚生労働省ホームページに公表させていただきたいと考えておりますので、併せてよろしくをお願いいたします。

また、第2回検討会の開催日程等は追って御連絡申し上げます。

○遠藤主査代理 ありがとうございます。

以上をもちまして。第3回「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会ワーキンググループ」を終了いたします。

本日はインターネットの接続の不良等でいろいろと不手際があったことをお詫びいたします。本日は、お忙しいところありがとうございました。御参集いただきまして、ありがとうございました。

以上です。